

家族信託専門士・コーディネーター フォロー研修

第26回

公開：2024年3月

本研修のスケジュール

開始	終了	内容	担当	
13:30	13:40	0:10	オリエンテーション	事務局
13:40	14:20	0:40	I：裁判事例を元にした、家族信託設計の視点 1. 裁判例（令和5年3月17日 東京地裁） 2. 本判例の持つ意味 3. 「受託者の解任条項」をどう考えるか	代表理事・司法書士 宮田 浩志
14:20	14:30	0:10	休憩	
14:30	15:20	0:50	II：信託が終了時の実務と、「終了」を見据えた家族信託設計の視点 1. 「信託が終了」したときの実務 (A) 信託終了の手続き (B) 信託結了の手続き 2. 「信託の終了」を見据えた家族信託の設計	代表理事・司法書士 宮田 浩志
15:20	15:40	0:20	III：成年後見制度の見直し検討状況	代表理事・司法書士 宮田 浩志
15:40	16:00	0:20	全体質疑応答	終了（予定）

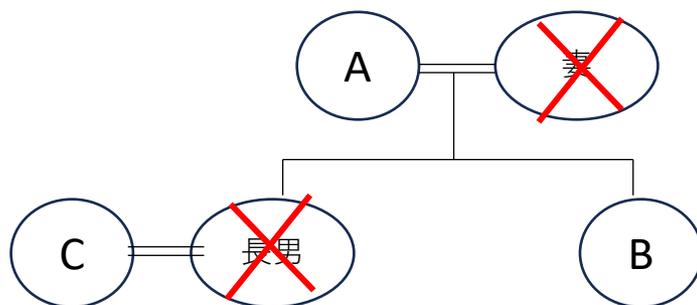
I : 裁判事例を元にした、 家族信託設計の視点

本協会代表理事・司法書士
宮田 浩志

1) 裁判例 (令和5年3月17日 東京地裁)

<信託契約>

- ・ 当事者：委託者A (昭和11年生)、受託者B (昭和40年生、Xの二男)、C (Xの長男妻)



- ・ 平成28年：A=B間で信託契約締結 (契約のポイント)

- ・ 信託目的～不動産の管理及び処分を行い、Aの生活・介護・看護・療養・借入金返済納税等に必要な資金を給付して、Aの幸福な生活及び福祉を確保すること 資産の適性な管理・運用・保全・活用を通じての資産の円満な承継
- ・ 変更条項～AはBとの合意により、本件信託契約の内容を変更し、もしくは本件信託契約を一部解除し、又は本件信託契約を終了させることができる

1) 裁判例（令和5年3月17日 東京地裁）

<起こったこと>

第一段階

信託契約締結後、Aは

- ・ Bから「信託しないと金融機関からの融資が受けられない」と騙された
 - ・ 信託をしても信託した不動産の使用や処分に制約はないと誤信した
- と主張し、信託契約の詐欺取消又は錯誤無効を主張したが、東京地裁は平成30年10月棄却した。

第二段階

その後・・・

- ・ Bは、Aが持つ受益権が第三者から差押えを受けたため、その請求債権を弁済
- ・ Bは、Aの債務の免責的債務引受を行い、信託財産から返済
- ・ Bは、Aの要望を受け、毎月一定額（15万円）の生活費を交付

していた上に、BはAから

- ・ 未精算の賃料がある場合には直ちに全額をAに支払うこと
 - ・ 毎月、信託不動産にかかる賃料から必要経費を除いた全額をAに支払うこと
- を求められたが回答しなかったため、**委託者兼受益者たるAが受託者Bを解任し、新たにCを二次受託者とする合意をAC間で行い、当初受託者に対し所有権移転及び不当利得返還請求等を行った。**

<論点（争点）>

- ①委託者兼受益者Aが信託法58条1項に基づき行った受託者Bの解任の有効性
- ②本件信託契約の有効性

1) 裁判例 (令和5年3月17日 東京地裁)

<考察>

① 委託者兼受益者Aが信託法58条1項に基づき行った受託者Bの解任の有効性について

● 信託法

(受託者の解任)

第五十八条 委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、受託者を解任することができる。

2 委託者及び受益者が受託者に不利な時期に受託者を解任したときは、委託者及び受益者は、受託者の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

3 前二項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

4 受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、裁判所は、委託者又は受益者の申立てにより、受託者を解任することができる。

=== 以下略 ===

● 本件信託契約

AはBとの合意により、本件信託契約の内容を変更し、もしくは本件信託契約を一部解除し、又は本件信託契約を終了させることができる

Aの主張：

締結した信託契約書の規定は受託者の解任についての別段の定めではない。
よって信託法第58条第3項は適用されず、本件解任は有効である

Bの主張：

受託者Bとの合意なしに本件信託契約が解除されないよう、委託者兼受益者Aの任意解任権を制限されており、信託法58条3項が適用され、本件解任は無効である。

1) 裁判例（令和5年3月17日 東京地裁）

<考察>

②本件信託契約の有効性について

Aの主張：

本信託契約の規定が、受託者との合意がなければ委託者が受託者を解任できないという効力を有するのであれば、遺言の自由撤回性（民法1022条）や死因贈与にかかる判例法理の趣旨、原告が僅少な給付しか受けておらず過酷な生活環境になっている事情などに照らし、公序良俗に反し、本件信託契約は全体として無効である。

Bの主張：

本件契約は、公正証書で作成されており、原告は本件信託契約が解除されないように本件規定が置かれていることを十分認識していたことから有効であるし、月額15万円の送金により原告が過酷な状況に置かれているとはいえない。また、別件の訴訟において、本件信託契約を有効とする判決が確定していることから、本件信託契約が無効であるとする原告の主張は紛争の蒸し返しであって、信義則上許されない。

1) 裁判例 (令和5年3月17日 東京地裁)

<裁判所の判断>

① 委託者兼受益者Aが信託法58条1項に基づき行った受託者Bの解任の有効性について

- ・ 本件信託契約の規定は、信託法164条3項所定の「別段の定め」に該当する。
- ・ 本件信託契約の規定では、受託者の解任について定めていないものの、委託者兼受益者が受託者を自由に解任できるとすると信託終了権限を制限した本件規定が実質的に無意味になってしまう。
- ・ 更に受託者が無報酬で処理等を行っていることなどを理由としたうえで、本件信託契約の規定は、当然にその任意解任権を制限するものであるとして、本件規定は信託法58条3項所定の「別段の定め」に該当し、Aが、Bの同意なくした本件解任は無効である。

② 本件信託契約の有効性について

- ・ 判例上、いかなる事情の下においても贈与者が自由に死因贈与契約を取り消すことができると解されているわけではない
- ・ 受託者が適切に事務処理をしているか否かにかかわらず、委託者がいつでもなんらの合理的理由もなく被告を解任することができることは当事者間の衡平を欠くこと、
- ・ 信託法58条4項において裁判所への申立てによる受託者の解任が可能であることなどから、本件信託契約が原告の任意解任権を制限する本件規定を置いているからといって公序良俗には反しない。
- ・ また、月額15万円の支払いにより原告が過酷な状況に置かれていると認めるに足りず、仮に受託者が随時給付を怠ったとすれば、裁判所は信託法58条4項に基づく原告の申立てにより、被告を解任できることから、この点からも本件信託契約は公序良俗に反しない。

2) 本判例の持つ意味

信託契約書中に、「受託者の解任を制限する明文」がないにも関わらず、信託の終了に関する別段の定めを、その趣旨に遡って受託者の解任にかかる信託法58条3項の別段の定めにあたりと判示していること。

しかしながら、「受託者の解任条項」は信託の骨格を為すとも言える重要項目であるので、受託者の解任について別段の定めを置くのであればそれは別個の条項として置くことが適切であった。

「受託者解任条項」が明記されていなかったため、受託者を解任したいAと、阻止したいBとの間で裁判に発展した。

⇒無用な争いごとを起こさぬよう、契約書作成時から「様々な想定」が必要

家族関係は、「円満ではあり続け得ない（可能性がある）」



**それでも「守るべきものを守る」ために
「信託すること（信じて託すこと）」が必要**

3) 「受託者の解任条項」をどう考えるか

● 信法58条1項（委託者及び受益者はいつでも解任できる旨）を適用させる場合

- 【メリット】
- ・ 受託者の不義理や暴走に対する牽制機能を持たせることができる
 - ・ 結果的に適任でない受託者を変更できる



- 【デメリット】
- ・ 受益者が冷静に判断する能力を失い、受託者を感情的に解任してしまう可能性
⇒ 最終的に支え手がいなくなる（支えたくても支えられない）リスク
 - ・ 受益者の我が儘に従順な受託者が任命され、適切な信託財産管理ができなくなる

● 信法58条1項の適用を排除し別段の定めを置く場合

- 【メリット】
- ・ 信託契約書に記載の解任事由に該当しない限り、合理的理由もなく解任されない
⇒ 支え手（受託者）の立場が安定的になる
 - ・ 判断能力の低下により受益者自らが解任できない場合でも、受益者代理人が解任できる
⇒ 別段の定めを置かなければ、「委託者」に立場を代理できず解任ができなくなる！

● 「受益者と受託者の合意」で解任できるとした場合

- ・ 受託者が合意しなければ何もできないので無意味

● 「受益者と信託監督人」の合意で解約できるとした場合

- ・ 信託監督人が客観的第三者として有効に機能することが前提

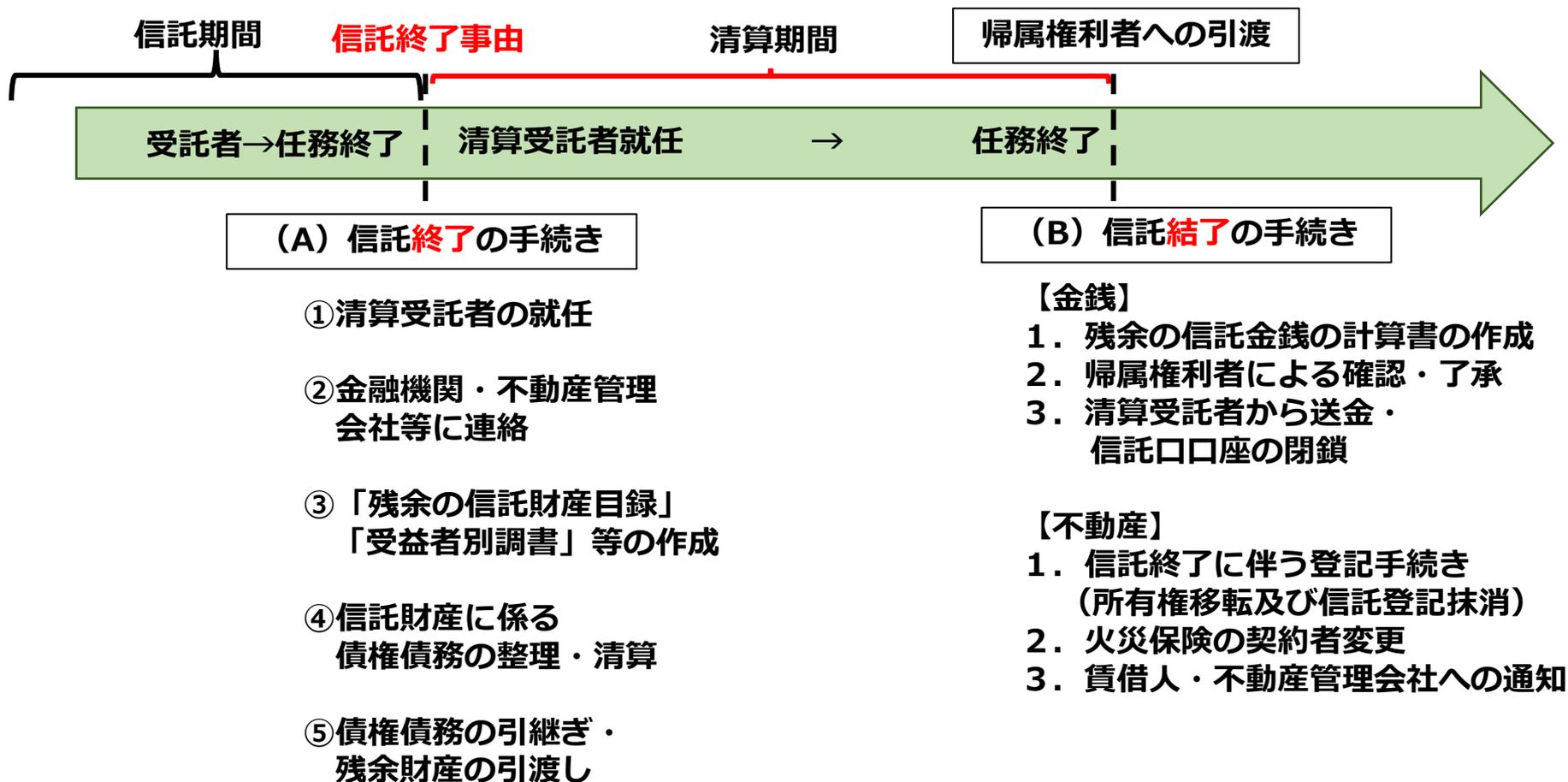
休憩

(14 : 20~14 : 30)

Ⅱ：信託終了時の実務と、「終了」を見据えた家族信託設計の視点

本協会代表理事
司法書士 宮田 浩志

1. 「信託が終了」したときの実務



(A) 信託**終了**の手続き

①清算受託者の就任

信託の終了に伴い、「受託者」の任務は終了し、新たに「清算受託者」が就任する

- ・清算受託者の就任承諾書
- ・信託不動産があり、かつ清算受託者が別人の場合には、受託者→清算受託者への所有権移転登記

②金融機関・不動産管理会社等に連絡

- ・信託口座を開設している金融機関への「信託の終了・清算受託者就任」の連絡
- ・不動産管理会社等への「信託の終了・清算受託者就任」の連絡
(清算受託者就任に伴う登記変更の結果、損害保険等の変更の必要性も確認)

③「残余の信託財産目録（残余財産目録）」「受益者別調書」などの作成

- ・信託口座（信託専用口座）の残高と手元現金の確認
- ・信託終了日時点の信託財産目録（＝「残余財産目録」）の作成
- ・「信託に関する受益者別（委託者別）調書」「信託に関する受益者別（委託者別）調書合計表」の作成・提出
(信託契約が終了した月の翌月末までに受託者の住所地を管轄する税務署に提出)

④信託財産に係る債権債務の整理・清算

- ・未払金（債務・諸費用）の確認・支払い
- ・未収金（賃料等）の確認・回収
- ・借入金残額の確認（不動産及び債務の引継ぎ方針の確認⇒不動産売却して一括返済も選択肢）

⑤債権債務の引継ぎ・残余財産の引渡し

- ・借入金を引継ぐ場合は債権者を交えた免責的債務引受契約（受託者が債務者から離脱し、帰属権利者が債務者に）
- ・原則としてすべての債務の弁済後に残余財産を引き渡す（信託法第181条；債務完済後でなければ残余財産は確定しない）

(B) 信託**終了**の手続き その1

「⑤債権債務の引継ぎ・残余財産の引渡し」に伴う具体的な手続き

【信託金銭】

1. 残余の信託金銭の計算書の作成
→ 信託終了時の「残余財産目録」からの金銭の増減額・諸費用についての明細
2. 帰属権利者による確認・了承の署名押印（「承諾書兼振込先指定書」への署名押印）
3. 清算受託者から送金・信託口座の閉鎖

(B) 信託**終了**の手続き その2

「⑤債権債務の引継ぎ・残余財産の引渡し」に伴う具体的な手続き

【信託不動産】

1. 信託終了に伴う信託不動産の登記手続き（所有権移転及び信託登記抹消）
→ 受託者と帰属権利者の共同申請
 - ※ 1 ローンが残る場合は、信託抹消登記の前に担保権の債務者変更登記をする
 - ※ 2 換価処分して現金を分配する場合は、清算受託者がそのまま売却する
2. 火災保険の契約者変更（受託者⇒帰属権利者へ）
3. 賃借人・不動産管理会社への通知（賃料振込先口座の変更・管理委託契約の再締結 等）

2. 「信託の終了」を見据えた家族信託の設計

家族信託契約は『**いつか必ず終了する**』ことが前提である

- ・ 誰かの死亡をもって終了（死亡終了型）
 - ・ どこかのやめたい時点で、「受益者と受託者の合意」で終了（合意終了型）
- いずれであっても、「いつかは終わる」

（考察：良くある終了事由の例）

- ・ 信託財産が消滅したときに終了
- ・ 受託者が不在になったら終了
→ 理屈としては成り立つが、「何のために信託するのか？」に疑問がある

⇒ 本来、信託設計の場面で専門家が顧客と一緒に考えるべきこと（重大なテーマ）は、

「もし信託財産が“0”になってしまったら」
「もし受託者のなり手が不在となってしまうたら」
その後の委託者（受益者）の生活を誰がどのように支えられるのか？

信託が予期せず終了してしまう事態が想定できるのであれば、
どのようなバックアップ体制を準備しておくか

であるはず。

2. 「信託の終了」を見据えた家族信託の設計

家族信託契約は『**いつか必ず終了する**』ことが前提である

よって信託が終了した段階（残余財産を帰属先に分配する段階）で、

- ①残余財産の分配で、「不平不満」「争いごと」が起きないようにするために
- ②残余財産の分配時点で、「想定外の課税」を受けないために
- ③残余財産が「共有財産」にならないために

いかなる配慮をしたか が、設計者の責任範疇となるでしょう。

2. 「信託の終了」を見据えた家族信託の設計

① 残余財産の分配で、「不平不満」「争いごと」が起きないようにするために

→ 「残余財産の帰属先」を曖昧にせず、委託者の意向を最大限尊重した上で
家族会議で理解・納得を得ること
「決められない」なら「その際にはどうするか」を合意しておく

→ 「清算受託者」の役割は極めて重大
清算受託者は利害関係先に対し速やかに情報を開示し、漏れの無い対応を行うこと

② 残余財産の分配時点で、「想定外の課税」を受けないために

→ 設計時に税理士等の確認を取っておくこと
(相続税の納税シミュレーション、相続空き家の3,000万円控除不適用)

③ 残余財産が「共有財産」にならないために

→ できるだけ協議（帰属権利者間の協議）は避ける
「協議が成立しない」「無知な承継者が安易に共有にしてしまう」等が考えられる

Ⅲ：成年後見制度の見直し検討状況

本協会代表理事
司法書士 宮田 浩志

成年後見制度の見直しに向けた検討

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された

①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の

判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.0%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定（対象期間は、令和4年度～令和8年度）

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要【令和6年2月に法制審議会上に諮問】

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4.3.25閣議決定 抄）

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

（参考）障害者の権利に関する条約（R4.10.7 抄）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号（2014年）法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。
- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

主な検討テーマ	現状及び課題	検討
<p>法定後見制度における 開始、終了等に関する ルールの在り方</p>	<p>利用動機の課題（例えば、遺産分割）が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。</p>	<p>一定の期間制や、具体的な利用の必要性を考慮して開始し、必要性がなくなれば終了する仕組みを検討</p>
<p>法定後見制度における 取消権、代理権に 関するルールの在り方</p>	<p>成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。</p>	<p>本人の同意を要件とする仕組みや、本人にとって必要な範囲に限定して付与する仕組みを検討</p>
<p>法定後見制度における 成年後見人等の交代 に関するルールの在り方</p>	<p>本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。</p>	<p>本人の状況に合わせて成年後見人等の交代を可能とするなど適切な保護を受けられる仕組みを検討</p>
<p>任意後見制度における 適切な時機の監督人 選任を確保する方策</p>	<p>本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされず、任意後見契約の効力が生じない。</p>	<p>任意後見受任者に任意後見監督人選任の申立てを義務付ける仕組みや申立権者の範囲の見直しを検討</p>
<p>その他のテーマ</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法定後見制度における類型の見直し ➤ 成年後見人等の報酬の在り方 		

<MEMO>



家族信託普及協会クレド(「約束」)

私たちは、肩書や保有資格に関わらず、家族信託制度を真摯に学ぶことを通じて、お客様の相続や資産管理に関する問題を解決するプロフェッショナルたろうと考えています。

私たちが考えるプロフェッショナルとは、

- ・お客様のお話を傾聴し、その想いを正確に受け止めること
- ・分かりやすい言葉で、お客様が理解・納得できるような説明・打合せができること
- ・私たちと接して下さったお客様には、必ず安心して笑顔を持ち帰っていただくこと
- ・自分がプロとして未完成であることを率直に認め、謙虚な気持ちで学び続けること
- ・全ての出会いが「学ぶ機会」であると意識すること
- ・自分が発した言葉、書いた文章に責任を持つこと
- ・「信頼」こそが私たちの財産であり、約束は必ず守ること

ができる人であると考えており、私たちはそのための努力を怠りません。

私たちは、今日よりも明日、今年よりも来年、より質の高いサービスを提供できるようになれる自分に、誇りを持っています。

お客様が私にお話しいただいた内容は、お客様の問題解決のためだけに使用し、私自らの営業活動のためには決して使用しません。

行動指針

1. 誰に対しても丁寧に礼儀を忘れることなく傾聴し、相手の真意・想いをきちんと受け止めます
2. 難解な法律用語を避け、誰でも理解・納得できる平易な言葉を使うように心がけます
3. 委託者の想いをないがしろにし、一部の者に利益誘導するような意図のある依頼は受任しません
4. 依頼人は、委託者の家族・親族全員であることを認識し、「依頼人の課題解決」に最善を尽くします
5. 報酬基準の明示と概算見積(総費用)の事前提示を徹底し、依頼人に安心・納得いただきます
6. 虚偽の実績を誇示すること(誇大広告)、著しく安い報酬を提示すること(不当廉価)、家族信託なら「暦年贈与ができる」「節税できる」など誤解を招く謳い文句で説明すること(不当誘致)はしません
7. 違法・脱法行為を意図した依頼、またそれらの行為の手助けとなり得る依頼には一切関与しません
8. 自分の専門外の分野は、当該分野の専門職を紹介できるネットワークを構築し、チームとしてコンサルティングサービスを提供します
9. 「無知は罪悪」であることを忘れず、関連する法規及びそれらの関係税法に関する解釈・法改正・判例・通達・実務的運用について学び続け、情報収集を怠りません
10. 未完成な自分を常に自覚し、知識・コミュニケーション力・コンサルティング力の向上に取り組みます

信託設計における基本姿勢

1. 直接委託者から想いや希望を伺っているか
2. 家族全員が参加をする「家族会議」に同席することを前提に、家族の想いや希望も踏まえた施策を検討・実行することについて、委託者及びその家族全員の合意は得られているか
3. 将来リスク(資産凍結、争族、税務、家族構成・社会の変化)を考慮・説明したか
4. 家族信託以外の施策についてもメリット・デメリットを比較検討・説明したか
5. 家族信託と遺言・任意後見等の併用策について検討・説明をしたか
6. 信託の設計や信託契約書の内容について第三者の確認を得たか(セカンドオピニオンをもらったか)
7. 不測の事態が生じて、契約の変更・終了を含め対応可能な備えができていないか
8. 信託契約書の各条文の内容、条文を置く意味を依頼人家族及び第三者に説明できるか
9. 依頼内容に関する総費用につき事前見積をし、納得して依頼をもらったか
10. 専門職間で共同受任する際の報酬のシェアについて、事前に明朗な取り決めをしたか
11. 「信託組成はゴールではなくスタートである」という認識の下、信託組成後の実務及び定期的なフォロー体制について、委託者・受託者及びその家族に説明をし安心してもらえたか
12. 定期的な家族会議の開催を促し、必要に応じていつでもそこに同席することを説明したか